



自転車は車の仲間です



交通ルールを守って安全に利用しましょう

道路の左端を通行

自転車は車の仲間です。**車道通行が原則**です。
自転車は、**車道の左端に寄って** 通行しましょう。

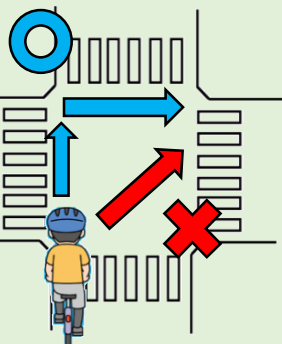


「自転車歩道通行可」の標識があるときは、歩道を通行できます。
歩道は歩行者優先です。
歩道を通行する場合は、



車道寄り部分を徐行しましょう。

歩行者の通行を妨げるような場合は、
一時停止又は自転車から降りて押して歩きましょう。



交差点を右折するときは、
できるだけ道路の左端に
寄ってまっすぐ進み、十分
速度を落として曲がります。
斜めに横断してはいけま
せん。

飲酒運転は禁止



自転車も飲酒運転は禁止です。
お酒を飲んだら自転車を運転しては
いけません。

信号と一時停止を守る

信号や一時停止の
標識を必ず守りましょう。



狭い道から広い道に
出るときや、見通しの
悪い場所では、必ず徐行・
一時停止して、安全を確認しましょう。



一時停止標識

夜間はライトを点灯



無灯火は、他の人や車から自転車が
見えにくくなるので非常に危険です。
夜間、自転車で道路を走るときは、
ライトを点けるようにしましょう。

ヘルメットを着用



ヘルメットはあなたの命を守ります。
自転車に乗るときは、被害軽減に
有効なヘルメットを着用しましょう。

このほかに禁止されている自転車の乗り方の例

二人乗り



傘差し運転



並んで走ること



携帯電話を
使用しながら運転



イヤホン等により周囲の音が
聞こえない状態で運転



自転車損害賠償保険等に参加しましょう！

鹿児島県では、自転車損害賠償保険等への加入が、全ての
自転車利用者に義務付けられています。

鹿児島県警察

